

(第三部)

第五回 参議院地方行政委員会會議錄第十九号

(三六四)

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

本日の会議に付した事件

○地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○公共事業費中事務費國庫補助に関する陳情(第三百九十五号)

○地方配付税額及び地方起債停止に関する陳情(第四百十四号)

○戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情(第四百十六号)

○地方自治廳設置法案に関する件

午後一時四十三分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。今日は先ず地方、財政法の一部を改正する等の法律案に対する本委員会の修正案、それから地方税法の一部を改正する法律案に対する本委員会の修正案、それについて御報告を申し上げます。会期がもう残り少なくなりました。この二法律案につきましては恐らく衆議院の方から回付を受けましますのが最終日になるかとの予想でございます。それで最終日に廻されて本委員会において修正いたしますと、間に合わないようなことがあるといけませんから、衆議院の地方行政委員会の方と相談いたしましたし、こちらの修正意見を皆様の御同意を得て、一昨々日衆議院の地方行政委

第三部 地方行政委員会會議錄第十九号 昭和二十四年五月十九日【参議院】

員会の方に送付いたしましたことは、皆御承知の通りでございます。今日衆議院の地方行政委員会から中間報告に参りまして、それによりまして、地方財政法の一部を改正する等の法律案に対する修正案は、本委員会の修正案を全部取入れました。その外にこれは当然のことでありまして、それは本委員会においてそれを回付すればよかつたのでありますが、それは省略してあります。それは当委員会の修正に付属しまして修正を必要が生じております。それを取入れただけでありまして、結局衆議院におけるこの法律案に対する修正案は、全然当委員会の意見を全部入れたそれだけでござい

ました。その修正案を衆議院の方でも同様と考えておりました。どう表現しますかまだ決まっておりますが、とかく博物館、美術館、動物園では入場税を取らないというふうに内定いたしました。

それから当委員会の修正案の外に衆議院で今立案いたしておりますのは、四十四條の但書の入場税を取りますのについて、証紙制度を取りますのを止めることにするという案を考えております。又住民税の千四百五十円は余りに高いというので、千三百円に引下げ、その代りに酒の消費税の百分の五というのを百分の十に改める、こういう修正案を向うでは考えております。

それから尙繰上徴収に關しまする條文を、つまり二十七條でございますが、それを現行法通りに戻す、こういうことを考えております。以上御報告を申し上げます。次に地方自治廳設置法案の修正について御相談申し上げたいのでございますが、もう少し皆さんが見えてから……、後廻しにいたします。

又いづれもう直ぐ大蔵省の主計局長が参ります。それに対して過般行ないました衆議院の総選挙の際における選挙費用の問題について質問をいたしたいと存じます。それで諸陳情が残つておりますから、それを御審議願います。諸陳情千二十九号「地方財政法の一部改正に関する諸陳情」について専門員……。

○専門員(上原六郎君) この諸陳情は、大阪の脳病院々長の提出であります。

代用精神病院の入院患者の経費は、道府縣立の精神病院に準じて、地方費で支弁することになっており、國庫はその六分の一乃至二分の一を補助することになつてはいるが、同法にはこれに対する明確な規定がないので、私立病院の運営が不安定であつて、精神病者の治療上憂うべき状態にあるから、代用精神病院の入院料を本年度から生活保護法の基準によつて、國庫より二分の一の補助をする旨の規定をせられたという趣旨の諸陳情であります。

○委員長(岡本愛祐君) それは後廻しにいたしました。陳情第三百九十五号。○専門員(上原六郎君) 提出者は徳島縣内徳島縣土木部内高野太郎であります。

○委員長(岡本愛祐君) これも後廻しにいたします。陳情第四百十四号。

○専門員(上原六郎君) 百十四号は、地方配付税額の減額とか地方起債の停止とか、そういうことに反対の陳情でありまして、従来採択になつたものと同種類であります。

○委員長(岡本愛祐君) これは過日採択になりましたのと同種類でありますから採択いたしました御異議ありませんか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは次に地方自治廳設置法案につきまして、衆議院の修正案が衆議院を通過いたしました。昨日御説明申し上げた通りであります。当委員会におきましてこの修正案をそのままと認められるかどうか、御意見が

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認め採択いたします。

陳情第三百九十六号
○専門員(上原六郎君) これも戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情でありまして、従来採択になりましたものであります。

○委員長(岡本愛祐君) これも採択に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) 採択に決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 採択に決定いたします。

○委員吉之助君 只今委員長の述べられました従来留保に留めておきました分はこの際留保に決定したいと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 只今西郷君から動議が出ましたが御異議ありませんか。

「賛成と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) ではさように決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは次に地方自治廳設置法案につきまして、衆議院の修正案が衆議院を通過いたしました。昨日御説明申し上げた通りであります。当委員会におきましてこの修正案をそのままと認められるかどうか、御意見が

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認め採択いたします。

陳情第三百九十六号
○専門員(上原六郎君) これも戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情でありまして、従来採択になりましたものであります。

○委員長(岡本愛祐君) これも採択に御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 採択に決定いたします。

○委員吉之助君 只今委員長の述べられました従来留保に留めておきました分はこの際留保に決定したいと思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 只今西郷君から動議が出ましたが御異議ありませんか。

「賛成と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) ではさように決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは次に地方自治廳設置法案につきまして、衆議院の修正案が衆議院を通過いたしました。昨日御説明申し上げた通りであります。当委員会におきましてこの修正案をそのままと認められるかどうか、御意見が

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認め採択いたします。

陳情第三百九十六号
○専門員(上原六郎君) これも戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情でありまして、従来採択になりましたものであります。

○委員長(岡本愛祐君) これも採択に御異議ございませんか。

ごさいますれば御開陳を願いたいと思
います。
○林屋重次郎君 修正案には十二名と
なつておるようであります。そのな
りでありますか。

○委員長(岡本健助君) 十三と書いて
あるのは間違いで、十二名でございま
す。

○林屋重次郎君 私は、十二名という
ことは、運営上誠に意見も纏まらない
点も多々あると存じますので、やは
り原案通りの方がいいと思ひます。私
は原案を支持する者であります。

○委員長(岡本健助君) 他に御意見ご
さいませんか。

○西郷吉之助君 衆議院の修正案の自
治委員会委員数ですが、学識経験者
の現在一人なのを四名と修正されてお
りますが、この点は、学識経験者四人
もそれに入れることは甚だ多過
ぎると思ひます。これは一名
乃至二名で結構だと思ひます。

○委員長(岡本健助君) お答えいたし
ます。これは衆議院について理由を質
して見ますと、従来六名の中で、地方
自治体側が知事、市長、町村長等三人、
それからその外に国会議員が二人、学
識経験者が一人、三人対三人になつて
おるわけです。そこで今度衆議院
におきまして府縣會議長一人、市議
會議長一人、町村會議長一人、こう三
人殖やしました関係で、地方自治体側
でない者、即ち学識経験者を三人殖や
す必要が起きた、こういう理由であり
ます。それで六人殖やしました。従来
の六人に加えまして十二人、こういうふ
うになつた次第であります。

○西郷吉之助君 そのバランスの上か
ら恐らくさようにしたと考へるのであ
りませんが、その委員会が眞に公共團體
のための官廳であるならば、それが衆
議院の案によつて自治体側が六名、今
度三人を入れて六名になりますので、
そのバランスをとる関係上学者を殖や
したのであります。私は、そういう必
要はないと思ひます。眞に自治体の意
見を尊重するならば、バランスをとる
というよりも、自治体の本當の声を聞
いて、それを議した方がよいのじやな
いか、そういうふうな評價の仕方の方
が……、自治体の意見が弱まるような
結果になるバランスをとるといふと、
何か自治体の意見が、数において優つ
ておると、どうもそれが通るので、そ
の運営上自治体直接の選出議員とのバ
ランス上、外の者を入れるというよう
な考え方はどうも首肯しかねる。それ
から更に衆議院の方の修正案で三人殖
やしますが、従来衆議院の行政委員会に
おきましては、衆議院の修正案の六、
七、八のこの合計から一人を出すと
いふふうになつておつたように思ひま
す。この際各委員の御意見を承つて、
これを調整する必要があるのじやない
か。

○委員長(岡本健助君) 只今林屋委員
から政府提案の原案に返つた方がよか
ないかという御意見が出ました。又西
郷君から少くとも学識経験者を三人殖
やす必要はないという御意見も出まし
た。過日私が試案として皆さんの御手
許にお渡しして置きましたそれにつ
いて皆さんの御意見を聞いてみたらどう
かという動議も出しました。それでお手
許に改めてお配りいたしましたのが前
と同じものであります。衆議院の修
正案について又それを修正する案に書
換えた次第であります。それでそれを

ちよつと御説明いたします。お手許へ
今日お渡しいたしましたのは、この前
試案としてお渡ししてあるそれと同様
でございます。併し体裁が衆議院の修
正案が回付されましたから、その又
修正をしなければなりませんから、書
換えたに止まつておきます。この案で
は従来六人の……、委員長を除きま
して、六人の委員の外に、全国の都道
府縣の議会の議長が一人、全国の都道
府縣の市議会の議長が一人、それ
から全国の町村議会の議長
の代表者が一人、この三人に交えまし
て、この三者を代表する代表者を一
人、こういうふうに変更したいという修
正案でございます。これを一人加えま
すことは衆議院の方でも知事とか市町
村長とかの理事者の外に、議会を代表
する者を加えたいという懸望が地方
の方に熾烈なのを見まして、こういう修
正案を出したのでございます。それも一
面から見れば尤もなことでありませ
ん。その意見を参照しまして、三人は
多いけれども、一人は出したらどうか
というのが第一の理由であります。そ
れから従来は國務大臣がやはり委員で
ありまして、そうして委員長になつて
いる。ところが今度の政府原案は國務
大臣は委員の中に加わりませんで、會
議の議長となつておるのであります。
そこで議長は可否同数なときには議長
の決するところによるということにな
つておりますが、六人でありまして三
対三の機会が多いと思ひます。殊に政
府原案では自治体側とその外と均衡が
とつてありますから、重要問題につ
いて三対三になる機会が非常に多い。そ
うすると國務大臣の意見で決する。そ
うなると國務大臣の立場というものが

苦しくなる。苦しくなるということ
一面には非常によいことで必要なこと
であります。組織としては余り感服
できない点がありますから、だからも
う一人委員を加えまして、三人にいた
しまして、そうして重要問題に対しては
全員出席ならば、少くとも四対三にな
るやうに考へたらどうか。こ
ういうふうに考へまして、七人とい
う数にしたいのであります。そういう構
想でございますから、それについて御
批判を願ひたいと思ひます。

○林屋重次郎君 修正案の第十一條
これは決議機関で、もうすでに衆議院
は通つておるのですか。

○委員長(岡本健助君) はあ、十一條
の第一項中「意見を聞かなければなら
ない」と「議決を経なければなら
ない」に改めました。尙申上げますが、先
刻衆議院の方から委員長の使が参りま
して、地方自治廳設置法案に対して衆議
院の地方行政委員会においていろいろ
御研究になり、御意見もあるやうに承
りて貰ひたいという意味の口上があり
ました。

○西郷吉之助君 この自治委員会の衆
議院の修正案に對しましては、本日修
正と決定しましたので、今委員長から
御報告がありました。これはなかなか
重大な問題でありますから、今委員
長の言われたやうな話を各会派に持
帰りまして、よく衆議院の修正案につ
いて各派の態度を決定して、明日なり
改めて自治廳については検討したらど
うかと思ひます。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
それでは修正案をどういふふう
に皆さんの今までの御懇談の御意見に
りまして、一應次のように訂正いたし
ます。

「第四條第二項中「十二人」を「八
人」に改め、同項第六号中「連合組織」
の下に「全国の市議会の議長、連合組
織及び全国の町村議会の議長、連合組
織」を加え、同項第七号及び第八号を
削り、第九号を第七号とし、「四人」
を「二人」に改める。

第十二條第二項中「六人」を「四人」
に改める。
これは元の通りであります。
それではこれによりまして各会派に
お持ち帰り願ひまして、御相談を願
つて明日御意見を御提出頂きたいと思
ひます。成るべくこれに統一ができま
す。よろしくお骨折りを願ひたいと思
ひます。

○西郷吉之助君 今の修正案の第十二
條第二項ですね。八名です。それから五名
……。
○委員長(岡本健助君) これでいいの
です。速記を止めて下さい。

○委員長(岡本健助君) 速記を止め
て下さい。
○委員長(岡本健助君) 速記を止め
て下さい。それで従前に戻りまして、請願
第一千二百九号を改めて議題に供しま
す。

○委員長(岡本健助君) 速記を止め
て下さい。それで従前に戻りまして、請願
第一千二百九号を改めて議題に供しま
す。

○委員長(岡本健助君) 速記を止め
て下さい。それで従前に戻りまして、請願
第一千二百九号を改めて議題に供しま
す。

から一つ速記を止めて懇談をするか。
或いは委員会の形式で速記を止めてや
つて頂くようにしたらどうか。どうし
ようか。

○委員長(岡本健助君) ちよつと速記
を止めて下さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。
○委員長(岡本健助君) 速記をして下
さい。

○西郷吉之助君 そのバランスの上から恐ろくさようにしたと考えるのであ

正案について又それを修正する案に替

うすると國務大臣の意見で決する。そ

方方がいいのではないかと思ひます。だ

第千二十九号を改めて議題に供しま

○政府委員(秋田保君) この請願第千二十九号代用精神病院に對しまする國庫負担でございますが、これはちよつとはつきりいたしませんけれども私の記憶ではこの代用精神病院になつてゐる以上は、やはり精神病法によりまして國庫の負担がございますから、この請願の通りになつておる筈なんでございますけれども……

して、大蔵省の主計局長を呼んで事情を聞き、警告しようということにしておつたところが、外出しておりまして滞つて來ません。今日は参りませんから、今日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後二時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
委員 三木 治郎君
林屋龜次郎君
西郷吉之助君
太田 敏兄君
小川 久義君

政府委員
總理廳事務官 課長兼全
國事務官 鈴木 俊一君
事務局長
地方財政
委員會事務局長 秋田 保君
常任委員 上原 六郎君
會專門員

○委員(岡本愛祐君) 留保すること
に決定いたしました。

○委員(岡本愛祐君) 留保すること
に決定いたしました。

○委員(岡本愛祐君) 留保すること
に決定いたしました。

○委員(岡本愛祐君) 留保すること
に決定いたしました。

○委員(岡本愛祐君) 留保すること
に決定いたしました。

○政府委員(秋田保君) 本件に關しましては、当初ここに心配しておられるようなことが政府の一部において考へておつたのであります。その案は成り立ちませぬ、本年度もやはり人件費を雜費の中に合せて補助の対象にしておりますから、これらのことは御心配はないと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 不採擷の動議
が出ましたが御異議ございませんか。

昭和二十四年六月六日印刷

昭和二十四年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局